

鹿角市告示第 28 号

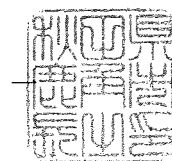
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約予定業務について、鹿角市財務規則（平成 11 年規則第 12 号）第 114 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

○随意契約する内容（契約前公表）

(1) 契約に係る役務の 名称、数量等	役務名称：鹿角市山村開発センター及び鹿角市農業 総合支援センター管理・日直業務 委託内容：別紙仕様書のとおり 委託期間：平成 31 年 4 月 1 日 から 平成 32 年 3 月 31 日 まで
(2) 契約の相手方に必 要な資格	特に無し
(3) 契約相手方の決定 方法	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該 当するシルバー人材センターであること。
(4) 見積書の提出方法	提出期限：平成 31 年 3 月 28 日（木）12 時 提 出 先：産業部 農林課 構造改革推進班

平成 31 年 3 月 25 日

鹿角市長 児 玉



管理業務仕様書

業務委託契約条項第 5 に定める業務の内容は、仕様書の定めるところによる。

1 業務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設の設置目的に関すること。
- (2) 施設の維持管理（一部冬囲い、取り外し作業含む）に関すること。
- (3) 戸締、火災予防、暴風雨及び近火の際の連絡に関すること。

2 業務に服する日及び時間

施設名	業務に服する日	業務に服する時間
山村開発センター 農業総合支援センター	土、日、祝祭日を除く毎日 (年末年始を除く)	①15 時 30 分～19 時 00 分 ②19 時～22 時までに利用の 予約があった時間帯
	土、日、祝祭日（年末年始 を除く）	17 時 00 分～22 時 00 分に 利用の予約があった時間帯

3 禁止事項

- (1) 飲酒して業務に服すること。
- (2) 他の者をみだりに施設内に入れること。
- (3) 会員以外に当該業務を代行させること。
- (4) 業務に服する時間中許可なく施設を離れること。
- (5) 業務中知り得た秘密を他に漏らすこと。

日直業務仕様書

業務委託契約条項第 5 に定める業務の内容は、仕様書の定めるところによる。

1 業務内容は次のとおりとする。

- (1) 文書及び物品等の收受並びに保管に関すること。
- (2) 内外の確認に関すること。(ただし利用の予約があった時間帯に限る)

確認時間

第 1 回 9 時から 10 時までの間

第 2 回 13 時から 14 時までの間

第 3 回 15 時から 16 時までの間

- (3) 戸締、火災予防、暴風雨及び近火の際の連絡に関すること。
- (4) 緊急時の際の責任者への報告に関すること。
- (5) 業務中の記録及び報告に関すること。

2 業務に服する日及び時間

施設名	業務に服する日	業務に服する時間
山村開発センター 農業総合支援センター	土、日、祝祭日（ただし年 末年始を除く）	8 時 30 分～17 時 00 分までに 利用の予約があった時間帯

3 禁止事項

- (1) 飲酒して業務に服すること。
- (2) 他の者をみだりに施設内に入れること。
- (3) 会員以外に当該業務を代行させること。
- (4) 業務に服する時間中許可なく施設を離れること。
- (5) 業務中知り得た秘密を他に漏らすこと。